

仕様書

1 件名

特定保健指導支援システム提供業務

2 目的

本市が直営で実施する特定保健指導事業に対し、クラウド上 (SaaS 方式) でシステムを提供することにより、事業が円滑に実施できるようにする。

3 履行場所

秋田市内

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 予定人数

動機付け支援および積極的支援合わせて 100人

6 システム利用時間

本システムの利用時間は、24時間365日とする。ただし、システム保守等のために運用停止が必要になる場合には、予め本市に申し入れること。

7 システム利用に当たっての支援

本市がシステムを利用するに当たり、次の内容を実施すること。

- (1) インターネット通信環境のセットアップ等について不具合が生じた場合は、本市担当者の相談に応じ、速やかに対処すること。
- (2) システムの機能、データの抽出方法、報告様式の作成等について、本市担当者の相談に応じ、対応できる体制であること。

8 システム動作要件

システムは、以下の環境で利用できるものとする。

	パソコン	スマートフォン
OS	Windows10、11	iOS18 以降 AndroidOS14 以降
ブラウザ	Firefox、GoogleChrome、 MicrosoftEdge	標準搭載されているブラウザ

9 機能要件

第4期特定健康診査・特定保健指導に対応しており、以下の機能を有するものとする。

(1) 指導者側機能

管理機能	指導機能
<p>ア 健診結果データの登録 イ 保健指導結果出力 ウ 対象者の情報入力・変更・削除 エ 指導支援スケジュールの管理 オ 指導者別継続支援進捗状況の管理 カ 指導者別月間スケジュールの管理 キ 対象者の宛名ラベル印刷機能</p> <p>なお、アおよびイについては、国で定める電子的標準様式(XML形式)およびCSV形式で出力できること。</p>	<p>ア 支援パターン設定機能 イ 初回面接記録機能 ・行動変容ステージ(標準質問およびオリジナル質問の登録ができること)、行動計画、行動目標、支援スケジュール(自動)の作成・印刷(例文登録等により効率が図れる機能があること) ウ 指導支援機能 ・食事プログラム(目標カロリー自動計算等)に関すること ・食事記録・解析(カロリー計算・食事バランスガイド表示・栄養素分析等) ・バイタルデータ等日々の記録・管理(体重、腹囲、血圧、行動計画チェック) ・運動プログラムに関すること エ 指導実施記録管理(ポイント自動計算、対象者への指導内容等) オ 指導学習教材提供 カ 指導実施報告書作成、印刷(支援記録、実施記録、日別実施者一覧) キ 健診結果表示(検査・質問票) ク オリジナル質問票作成機能</p>

(2) 利用者側機能

- ア 行動計画、行動目標、支援スケジュールの閲覧
- イ 日々のデータ(バイタルデータ、食事データ)の入力、管理
- ウ 利用者設定等基本設定に関すること。

(3) その他機能

- ア 指導者および対象者のログインIDは、個人ごとに管理できること。
- イ 指導者はアクセス権限が設定できること。
- ウ パスワードは定期的に変更を促す機能があり、有効期間を任意で設定できること。
- エ 必要に応じて、端末を限定するための認証機能があること。

10 セキュリティ要件

本契約に係るデータセンターの所在地は日本国内とし、「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第3版）」（令和3年9月総務省策定）に準拠してセキュリティ対策を講じること。

(1) 個人情報を取り扱う施設に関するセキュリティ

ア 災害対策として、火災、地震、落雷、水害への対策を講じていること。

イ 停電時の対策を講じていること。

ウ 空調、耐火、消火設備を有していること。

エ 防犯対策として、入退室管理、監視カメラ等の対策を講じていること。

(2) データやシステムに関するセキュリティ

ア 外部からの脅威や脆弱性に対する対策（不正アクセス防止、不正操作防止、不正持ち出し防止、ウィルス対策、SSL通信等）を講じていること。

(3) 運用監視等に関するセキュリティ

ア 運用環境の稼働監視体制が整備されていること。

イ 重大な障害に対するリスク回避対策（死活監視等の監視や定期的な巡回等）が講じられていること。

(4) その他

ア 上記以外にも有効なセキュリティ対策があれば講じること。

イ セキュリティ対策の履行が不十分と本市が認めた場合は、本市と協議の上、履行の確保に努めるものとする。

ウ ISO/IEC 27001 又は同等の情報セキュリティマネジメントシステムの認証およびプライバシーマークの認証を取得していること。

11 バックアップ要件

- (1) 管理するデータが消失しないよう、サーバのバックアップを1日1回以上保存し、世代管理を行うこと。また、障害等によりデータが消失した場合は、指定したバックアップデータから速やかに復元作業を行うこと。
- (2) 取得したバックアップは稼働中のシステムおよびデータと同時に破損しないよう、別の媒体にて管理すること。

12 操作マニュアル要件

- (1) 操作マニュアルは、電子データやオンラインマニュアル等により提供すること。
- (2) 操作マニュアルは、できる限り専門用語を使わず、ICT知識の乏しい者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャ等を用いてわかりやすく説明すること。
- (3) 機能の修正等があった場合には、操作マニュアルを速やかに更新し、電子データ等を提供すること。

13 障害発生時の対応

システム障害が発生した場合、次のように対応を行うこと。

- (1) 1時間以内に障害内容の切り分けを行うこと。

- (2) 切り分け後、回復見込み時間を本市に連絡すること。また、状況に変化がある場合は、隨時本市に連絡すること。

14 利用料金の支払方法

利用料金の支払いは、初回面接の実施結果までのデータを登録した当該対象者について、月末締めでその登録人数を確定し、当月毎に登録した対象人数分の料金を支払う。

15 データの保管および廃棄

- (1) クラウド上のデータおよびバックアップデータは、初回面接登録後5年間は保管し、本市から求めがあった場合には速やかに無償提供できること。また、5年経過したデータを削除する場合は、予め本市の承認を得ることとし、消去後は書面により本市に報告すること。
- (2) 契約終了時には、本市の要望に応じて、次期システムに引き継ぐためのデータ移行に協力すること。また、クラウド上のデータは本市が消去することとし、本市から求めがあった場合には、クラウド上のデータおよびバックアップデータが完全にない旨を、書面により本市に報告すること。

16 その他

- (1) 別記「個人情報取扱特記事項」、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令等に定める事項を遵守すること。
- (2) この契約履行により知り得た事項を目的外に使用、または、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本契約の履行状況について、本市から求めがあった場合には調査又は報告に対応すること。
- (4) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項は、本市と協議の上、これを定めることとする。